

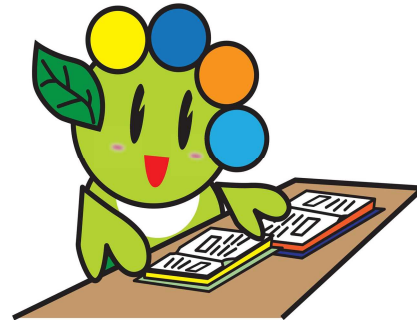
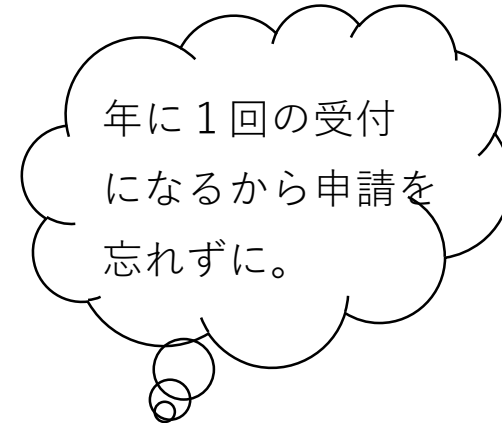
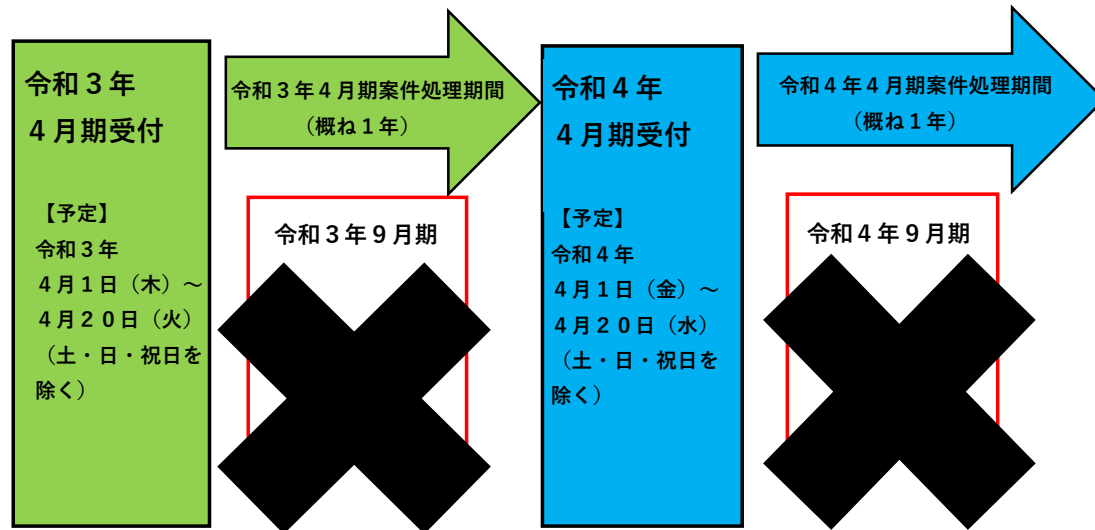
## 令和3、4年度は農振除外（農用地区域からの除外）申出受付を年1回（4月期のみ）とします。

太田市では、農業振興地域整備計画（以下、整備計画）の見直し作業を令和3～4年度にて予定しているため、**その期間（令和3年度、4年度の2カ年）**においては、年2回（4月期、9月期）行っている農振除外（農用地区域からの除外）申出受付を**年1回（4月期のみ）**とします。

※令和3年9月期、令和4年9月期は受付を行いません。

※用途区分の変更（農機具格納庫の建設等）は通常通り、通年で受け付けます。

又、整備計画の見直しでは、道路などの公共施設の建設に伴う農地の農用地区域からの除外や市内の農用地の現状及び今後の利用計画に沿った農用地利用計画の作成（農用地区域の確定）を行うほか、関係機関との調整・協議にも多くの時間を要しますので、農振除外手続きに例年より時間がかかることも想定されます。つきましては、農振除外を伴う農地転用計画等がある場合は、ゆとりを持った事業計画を立てて頂きますよう、ご理解・ご協力をお願い致します。



### 【お問い合わせ】

群馬県太田市農政部農業政策課農政係

TEL:0276-20-9714

FAX:0276-40-9101